める番号、記号その他の符号をいう。）が含まれる場合には、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条第一項に規定する保健医療等情報を正確に連結するために必要な情報として厚生労働省令で定めるものを用いた審査及び整理）を行い、その結果得られた都道府県整理情報を厚生労働大臣に提出しなければならないものとする。（第八条第一項関係）

４　その他所要の改正を行う。

第21　難病の患者に対する医療等に関する法律の一部改正

１　電子資格確認に関する事項

支給認定を受けた指定難病の患者の保護者が当該患者に指定特定医療を受けさせるとき、又は支給認定を受けた指定難病の患者が指定特定医療を受けるときに関する電子資格確認の仕組みの導入について、第10の１の⑴から⑶までに準じた改正を行う。（第七条第六項、第七項、第三十一条の三関係）

２　仮名指定難病関連情報の利用又は提供等に関する事項

仮名指定難病関連情報について、第２の８の⑸から⑺までに準じた改正を行う。（第二十七条の七～第二十七条の十三、第四十五条関係）

３　基盤機構等への事務の委託に関する事項

⑴　都道府県は、特定医療費の支給に係る支給認定を受けた指定難病の患者又は支給認定を受けた指定難病の患者であった者に係る情報の収集若しくは整理又は利用若しくは提供に関する事務を、基盤機構又は連合会に委託することができるものとする。（第三十一条の二第一項関係）

⑵　都道府県が、⑴により事務を委託する場合について、第10の２の⑵に準じた改正を行う。（第三十一条の二第二項関係）

４　その他所要の改正を行う。

第22　医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情　報に関する法律の一部改正

１　認定仮名加工医療情報作成事業者は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報及び仮名加工医療情報に関する法律第三十六条第一項の規定により仮名加工医療情報を提供する場合においては、当該認定仮名加工医療情報利用事業者が第７の２により仮名医療保険等関連情報の提供を受けることができる者その他の政令で定める者であるときに限り、当該仮名加工医療情報について、仮名医療保険等関連情報その他の政令で定めるものと連結して利用することができる状態で提供することができるものとする。（第三十六条の二第一項関係）

２　認定仮名加工医療情報作成事業者は、仮名加工医療情報を１の状態にするため、主務省令で定めるところにより、厚生労働大臣その他政令で定める大臣（３において「厚生労働大臣等」という。）に対し、仮名加工医療情報等を提供した上で、当該状態にするために必要な情報として主務省令で定めるものの提供を求めることができるものとする。（第三十六条の二第二項関係）

３　厚生労働大臣等は、２による求めがあったときは、認定仮名加工医療情報作成事業者に対し、２の主務省令で定める情報を提供することができるものとする。（第三十六条の二第三項関係）

４　基盤機構等への委託、手数料の納付先、手数料収入の扱い及び基盤機構等を経由した連結可能仮名加工医療情報の提供の規定を定める。（第三十六条の二第四項～第七項関係）

５　その他所要の改正を行う。

第23　社会保険診療報酬支払基金法の一部改正

１　題名を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法」に改め、法人の名称を「医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。（題名関係）

２　基盤機構の目的のうち、基盤機構が収集、整理及び分析を行い、その結果の活用を促進する情報は、次に掲げる情報とするとともに、これらを行うための情報基盤の整備及び運営に関する事務を行うことを追加する。（第一条関係）

⑴　患者に対する良質かつ適切な医療の確保その他の国民の保健医療の向上及び福祉の増進に資する情報

⑵　医療機関等及び保険者における業務運営の効率化その他の医療の効率的な提供に資する情報

⑶　医療費適正化に資する情報

３　運営会議の設置等に関する事項

⑴　基盤機構に、基盤機構の業務の方針を決定する機関として運営会議を置くものとする。（第八条第一項関係）

⑵　運営会議の委員は、次に掲げる者から選任するものとし、その数は、それぞれ次に定める員数以内とする。（第八条第二項関係）

イ　保険者を代表する者　三人

ロ　診療担当者を代表する者　三人

ハ　被保険者を代表する者　一人

ニ　地方公共団体を代表する者　一人

ホ　保健医療又は保健医療に係る情報システムに関して高い識見を有する者その他の学識経験者　一人

⑶　次に掲げる事項は、運営会議の議決を経なければならないものとする。（第九条第一項関係）

イ　定款の変更

ロ　医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第二十九条第一項に規定する中期計画及び同法第三十条に規定する年度計画の作成又は変更

ハ　事業計画及び収支予算の作成又は変更

ニ　事業状況報告書及び財産目録の作成

ホ　その他基盤機構の業務の運営に関する重要事項

⑷　厚生労働大臣又はその指名する職員その他の基盤機構の業務に係る関係者は、定款で定めるところにより、運営会議において意見を述べることができるものとする。（第九条第三項関係）

４　審査支払運営委員会の設置等に関する事項

⑴　基盤機構は、審査支払運営委員会を置くものとする。（第十五条第一項関係）

⑵　審査支払運営委員会は、理事長、理事（医療情報化推進担当理事を置く場合にあっては、当該医療情報化推進担当理事を除く。）及び審査支払運営委員で組織するものとする。（第十五条第二項関係）

⑶　審査支払運営委員会は、運営会議の権限のうち、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第十八条第一項第八号から第十二号まで、第二項第二号から第五号まで及び第三項に規定する業務に係る重要事項その他の定款で定める重要事項を決定するものとする。（第十五条第三項関係）

５　基盤機構の業務に関する事項

⑴　基盤機構が、医療情報基盤・診療報酬審査支払機構法第一条の目的を達成するために行う業務として、次の業務を追加する。（第十八条第一項関係）

イ　保健事業等に資するために行う次に掲げる処方箋（書面に代えて当該処方箋に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を作成した場合における当該電磁的記録を含む。以下このイにおいて同じ。）の提供等に関する業務

㈠　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第一項の規定により処方箋の提供を受け、同条第二項の規定に基づき当該処方箋に記録された情報を閲覧することができるようにするとともに、同項の規定により、患者又は現にその看護に当たっている者の求めに応じて、調剤を実施する薬局に対し当該処方箋を提供し、同条第三項及び第五項の規定により情報の提供を受ける業務

㈡　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第一項の規定により提供を受けた処方箋に記録された情報並びに同条第三項及び第五項の規定により提供を受けた情報を記録し、管理し、及び活用するとともに、処方され、又は調剤された薬剤に関する情報を医療機関及び薬局が相互に共有することに資する業務

㈢　地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第十二条の二第四項の規定により、同項の厚生労働省令で定める者の求めに応じて、当該者に対し同条第三項の規定により提供を受けた情報を提供する業務